

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年 11 月 20 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900083号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900021号

## 第1 結論

請求者のA事業所B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年9月26日から同年11月1日に訂正し、昭和39年9月及び同年10月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年9月26日から同年11月1日まで

昭和39年4月から平成6年10月までA事業所(現在は、C事業所)に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間は、A事業所のD店が昭和39年10月1日に新設され、当時の本社だったB店からD店に異動した時期であるが、同社に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務し(B店からD店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A事業所D店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、A事業所D店が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日までは、異動前のA事業所B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所B店における昭和39年8月の厚生年金保険の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事

情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900050号  
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1900001号

## 第1 結論

昭和29年7月1日から昭和37年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年7月1日から昭和37年9月1日まで  
年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給と記録されているが、脱退手当金の申請をした記憶はなく、受給した記憶もないので、調査の上、年金額に反映する厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る脱退手当金については、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月1日から約1か月半後の同年10月19日に支給決定がなされているほか、請求者の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号と別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。